

## 技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について

平成 24 年 11 月 13 日 制定

平成 27 年 1 月 9 日 一部改正

技能検定職種の統廃合等に関する検討会

## 1 趣旨

- (1) 技能検定は、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、基幹産業の発展に貢献してきたところであるが、引き続きこの制度の安定的な運営を図るためには変化する産業動向に照らして見直しを行う必要がある。
- (2) こうした中で、平成 23 年 10 月の総務省「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査の結果（勧告）」において、技能検定制度等に対して「受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。」との指摘がなされたところである。
- (3) このため、技能検定試験について関係者の意見を踏まえ、必要な基盤となる技能と技術革新とが整合した見直しを定期的に行うことが重要であり、これまで技能検定職種の統廃合等の検討が進められてきたところであるが、更に技能検定試験の実施単位である作業についても、受検者数の少ない技能検定作業を対象に、計画的な検証を行い、必要な見直しを行う必要がある。
- (4) 具体的には、見直しの進め方として、まず、試験内容の妥当性、技能検定活用への業界の取組等の技能検定の活性化のための取組を優先して、検討及び実施することとし、そのような検討を行っても受検者数が増加しない作業については、他の作業との統合あるいは作業の廃止の検討を行う。
- (5) なお、検討に当たっては、対象となる作業分野に係る専門家により、既存作業との類似性や関係等技術的な側面を踏まえて実施する必要がある。

## 2 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

全ての作業について検証を行い、必要な見直しを行うことが望ましいが、対象数が膨大であり、変化する産業動向や作業現場の実態への対応や見直しの効率性の観点から、優先順位を明確にする必要がある。このため、前掲の総務省勧告も踏まえ、受検者数の少ない作業を検討対象とすることとし、以下の基準により選定すべきである。

## (1) 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

## ア 1 職種 1 作業の場合

平均受検申請者数 100 人以下（直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 100 人を超えているものを除く）。

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 50 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 30 人以上で、3 年毎の実施であるもの

イ 1 職種 2 作業の場合 (100÷2→50)

平均受検申請者数 50 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 50 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 25 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 15 人以上で、3 年毎の実施であるもの

ウ 1 職種 3 作業以上の場合 (100÷3→30)

平均受検申請者数 30 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 30 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 15 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 9 人以上で、3 年毎の実施であるもの

(2) 作業の廃止の検討対象の選定基準

上記 (1) に関わらず、設置されている全等級において、直近 10 年間にわたって、実施公示のない作業については、廃止の検討対象とする。

3 検討体制及び検討内容

対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査員会を設置し、技能検定の活性化を図るための施策も含め、次の観点から作業の実態を踏まえて検討を行う。

① 試験内容の妥当性

- ・事業所現場における技能の実態の把握
- ・事業所現場における技術革新の進展に伴い求められる技能の変化状況
- ・他の作業との技能の重複状況
- ・出題範囲「試験科目及びその範囲並びにその細目」の見直し

② 関係業界の取組

- ・業界内での技能士の評価及び活用の状況
- ・技能士資格取得による労働者のメリットの状況
- ・技能士雇用による企業のメリットの状況
- ・技能士養成の教育訓練の取組状況

③ 社会的便益の状況

- ・社会的ニーズの状況、必要性の状況
- ・残していかなければならない技能の検討

④ 試験実施間隔の見直し

- ・受検者数に応じた試験実施間隔の検討（一部等級のみの実施を含む）

これらの検討の結果を踏まえ、必要な取り組みを促すこととするが、毎年、関係業界等の取組状況や技能検定試験への需要等について情報収集を3年間程度行ったうえでも受検申請者増が見込めないと判断される場合には、必要に応じて改めて職種ごとの職業能力開発専門調査員会で他の作業との統合、作業の廃止の観点から検討を行う。